

受付

施設型給付費・地域型保育給付費に係る
教育・保育給付認定申請書兼施設(事業)利用調整申込書

木津川市長宛て

申請に係る子ども						氏名		続柄	年齢 (4月1日現在)	生年月日 (和暦)	性別	
(ふりがな)								本人		H・R年	☐ 男 ☐ 女	
										月日		
個人番号												
子どもの世帯員	区分	氏名						続柄	年齢 (4月1日現在)	生年月日 (和暦)	勤務先・学校や保育所等の施設名称または単身赴任先 通勤時間：自宅から勤務先まで ※保育施設への送迎時間は含まず	
	保護者① (支給認定者) (納付義務者)	(ふりがな)						☐ 父 ☐ 母	歳	S・H年	(通勤時間) 時間分	
										月日		
		個人番号										
	保護者②	(ふりがな)						☐ 父 ☐ 母	歳	S・H年	(通勤時間) 時間分	
										月日		
		個人番号										
	その他の世帯員 ※同居親族含む								歳	年		
		個人番号								月日		
									歳	年		
		個人番号								月日		
									歳	年		
		個人番号								月日		
									歳	年		
		個人番号								月日		
	住所 ※利用(希望)開始日時点のもの		木津川市									
	電話番号 ※優先する連絡先に☑する	☐ 父携帯	— —			☐ 自宅	— —					
☐ 母携帯		— —			☐ その他	— —						
世帯の状況 ※該当する場合☑する	☐ 生活保護受給世帯 ☐ ひとり親世帯											
	☐ 在宅障がい者(児)世帯											
認定区分	☐ 1号	満3歳以上就学前で、教育を希望 ※裏面の記入は不要です。										
	☐ 2号	満3歳以上就学前で、保育を希望						利用時間の希望	☐ 保育短時間利用(8時間まで)			
	☐ 3号	満3歳未満で、保育を希望							☐ 保育標準時間利用(11時間まで)			
申込区分	☐ 新規利用					☐ 他の施設・事業(幼稚園等)と併願している。 併願している施設・事業()						
	☐ 利用変更(転園等) 利用中の施設・事業()											
利用(希望)期間	R	年	月	1日	から	☐ 小学校就学前 ☐ R年 月 日まで						
利用(希望)時間	時 分 ～ 時 分											

[illegible]

注意事項

この教育・保育給付認定申請書兼施設(事業)利用調整申込書の申請をすると、
以下に同意することとなります。必ずご一読及びご確認ください。

- ① 申請内容等については、利用施設に情報提供しますのであらかじめご了承ください。
- ② マイナンバーによる情報連携を行うことがあります。
- ③ 新規申請の認定証の交付及び利用調整結果通知書は、提出のあった翌月以降となります。
- ④ 書類不備(記入漏れ・添付書類なし等)の場合は、受け付けできません。
- ⑤ 一度ご提出していただいた書類の返却はできません。コピーが必要な場合は、あらかじめコピーをしてください。
- ⑥ 提出書類に虚偽の記入及び申立て等が判明した場合は、保育認定・利用決定の取消しとなります。
- ⑦ 申請時と利用開始日の認定内容に変更があった場合、利用決定の取消となる場合があります。
- ⑧ 添付書類の内容について証明先、勤務先等に照会させていただく場合があります。
- ⑨ 申請時に希望された利用(希望)開始日は、一切変更できません。
- ⑩ 申請時に希望された利用(希望)終了日を延長することはできません。
- ⑪ 令和7年度保育施設等利用案内を確認のうえ、ご申請ください。
- ⑫ 給付認定及び施設(事業)の利用については、
 - ・ 保育の認定基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
 - ・ 希望者が多数いるため希望する施設を利用できない場合
 - ・ 保育の認定基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合がありますので、あらかじめご承知下さい。
- ⑬ 加配保育士および医療的ケアの実施を希望されない場合であっても、加配保育士や看護師なしではお子様を安全に保育できないと判断したときは、利用決定を取消、または配置が整うまでのあいだ利用枠を確保した状態で待機となります。
- ⑭ 待機となった場合、申請年度内の給付認定期間内において、毎月利用調整の対象となります。
当初申請した利用希望開始日以降の利用を希望しない場合は、必ず辞退届(及び消滅届)を提出してください。
- ⑮ 育児休業の延長は「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合」に行うものであるため、保育施設の決定後に育児休業の延長を理由に辞退することは、育児休業給付金制度の趣旨に反するものであり、施設や他の申請者にとって迷惑となりますので、ご遠慮ください。
- ⑯ 利用申請後の辞退は、他の申請者にとって非常に迷惑となりますので、利用申請の際は十分にご検討いただき、利用調整後に辞退することのないように注意してください。
なお、利用調整後に辞退したことがある児童については、次回以降申請時の利用調整の際、減点となります。
- ⑰ 転園が決定した場合、その転園を辞退しても、もとの利用施設を継続利用することはできません。
- ⑱ 記入された利用希望施設以外は利用調整を行いませんので、利用調整を希望する施設は全てご記入ください。
- ⑲ 保育料の納付義務者氏名は保護者①に記載の保護者となりますが、納付義務は父母ともにあります。
- ⑳ 保育料を滞納された場合は、差押等の滞納処分を実施する場合があります。また、転園やきょうだいの入所申請があった場合、減点となります。
- ㉑ 申請時の保育事由、認定区分、住所、世帯状況等から変更になる場合は、その都度変更申請が必要です。
利用開始後に必要な手続きがされない場合、利用を取消することがあります。また、正しい届出をせず不当に保育の提供を受けた場合、さかのぼって認定を取消し、市が支払った給付費等の返還を求める場合があります。
- ㉒ 毎年1回保育要件に該当しているか確認のため「現況届」の提出を求めます。また、必要に応じ実態調査や必要書類の提出を求めることがあります。
- ㉓ 木津川市公立保育所民営化等実施計画を確認した上で申請してください。